

# ごみの野外焼却（野焼き）禁止について

廃棄物を野外焼却（野焼き）することは、一部の例外を除き

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）」で**禁止**されています。

## 野外焼却に関する罰則「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第25条）（第32条）」

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為を含む）は、**5年**以下の懲役若しくは

**1,000万円**以下の罰金（法人は**3億円**以下の罰金）、又はこれを併科する。

## 焼却禁止の例外の一部「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）、同施行令（第14条）」

### ○国又は地方自治体はその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例) 河川・道路管理上で必要となる草木等の焼却 など

### ○震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

例) 災害などの応急対策、火災予防訓練 など

### ○風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例) どんど焼き、不要となったしめ縄・門松などを焚く行事 など

### ○農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例) 害虫駆除、灰を肥料として利活用、稲わらの焼却、もみ殻の薫炭焼き など

### ○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例) 暖をとるためのたき火やキャンプファイヤー など

野外での焼却は、煙、すす、悪臭により周辺の人に迷惑をかける行為です。様々な事情や状況があるとは思いますが、お互いが気持ちの良い環境で過ごすためにも、ごみは野外で焼却せずに適正に処理しましょう。

上記の例外規定に該当する場合でも、生活環境上の支障（苦情など）がある場合は、行政指導の対象になります。

# ～野焼き Q&A～

**Q1 家庭のごみをドラム缶や焼却炉で燃やしてもだめですか？**

A1 一般家庭のごみの焼却行為は、ほぼ全て「野焼き」に該当し、罰則の対象となります。家庭のごみはそれぞれのごみの出し方にしたがって、適切に分別して、出してください。  
※地面での直接焼却や掘った穴で焼却する行為も同様です。

**Q2 事務所から出る弁当がらや紙くすなどごく少量のものを燃やしてもだめですか？**

A2 燃やす量にかかわらず罰則の対象になります。事業者の方は事業所から出るごみについて、自ら責任を持って、適切な業者に処理を依頼してください。近年では少量の「野焼き」であっても検挙される人が少なくないようです。

**Q3 廃棄物の焼却はどのような焼却が認められるのですか？**

A3 厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には大がかりな装置となるため、家庭や小規模事務所への設置には向きません。

**Q4 焼却炉を持っているが、使えないのですか？**

A4 平成14年12月から一定の構造基準を満たしていない焼却炉は、たとえ高額なものでも使用が禁止されております。

**Q5 市役所に野焼きの許可を申請できないのですか？**

A5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されているため許可はできません。ごみは野外で焼却せずに適切に処理しましょう。

問い合わせ 尾張旭市市民生活部環境課環境保全係  
電話 0561-76-8136 (直通)